

佐久市社会福祉協議会

支え愛 さぽっと事業（生活支援）

会員の手引き



佐久市社会福祉協議会イメージキャラクター さーくちゃん

**【事務局】**

社会福祉法人佐久市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係

住所 佐久市猿久保 249-2（佐久市福祉総合センター内）

電話 0267-67-2463 FAX 0267-68-5383

開館時間 8:30~17:15

（土・日・祭日・12月29日~1月3日を除く）

社会福祉法人 佐久市社会福祉協議会

## 目 次

- 1 支え愛 さぽっと事業とは
- 2 会員について
- 3 サポート内容について
- 4 ご利用の流れ
- 5 緊急時の対応について
- 6 利用料金について
- 7 当日サポートに関する注意事項
- 8 キャンセルについて
- 9 研修会等の開催について
- 10 サポートにあたってのお願い
- 11 安全にサポートするために

## 1 支え愛 さぼっと事業とは

支え愛 さぼっと事業とは、地域住民がお互いに支え合い、助け合いながら、安心して暮らせる地域づくりの推進を目的としています。

地域のボランティアの気持ちを持った手助けができる方（支援会員）に、介護保険や福祉サービスでは対応できない生活のちょっとした困りごとなど地域で手助けが必要な方（利用会員）からの依頼にお手伝いする仕組みです。

「お互い様」の気持ちを大切に人と人をつなぐお手伝いをいたします。

## 2 会員について

ア 利用会員：市内に在住する方又は社会福祉協議会会長が認めた者

イ 支援会員：地域福祉に理解をもち、事業の趣旨に賛同し誠意をもって協力できる方

※利用会員と支援会員は両方に登録することができます。

## 3 サポート内容について

サポートできる内容は概ね次のとおりです。

【生活支援】

ア 調理、洗濯、掃除、買い物等の日常生活の支援

イ 話し相手、見守り、安否確認

ウ 車両の運転を伴わない通院、散歩、買い物等の外出支援

エ 日常的なゴミの整理、およびゴミ出し

オ その他会長が必要と認めたサービス

## 4 ご利用の流れ

※申込み内容に応じられる支援会員が見つからない場合は、サポートを受けられない場合があります。

### (1) サポート依頼の申込み

サポートを受けたい日時・内容について、佐久市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係（67-2463）に電話でご相談ください。受付時には、次の点についてお伺いします。

ア 会員氏名・住所・誕生日等基本情報

イ サポートの日時

ウ 依頼内容・依頼理由等

エ 事前打合せの日時

オ 介護保険や福祉サービス利用等の有無

※マッチングが図りやすいよう、可能な限り10日前までを目安にお申し込みください。

※会員同士で任意に連絡先を交換している場合は、直接連絡により申込みをしていただくこともできます。

※直接連絡により申込みをした場合は、申込み内容を佐久市社会福祉協議会に報告してください（報告が無い場合は保険の適用外となる可能性があります）。

また、申込み内容に変更があった場合も佐久市社会福祉協議会に報告してください。



## (2) 支援会員の紹介

佐久市社会福祉協議会にて要望に応じられる支援会員を探し、利用会員へ連絡します。



## (3) 事前打合せ（佐久市社会福祉協議会開館時間内（平日 8：30～17：15）に実施）

利用会員・支援会員・佐久市社会福祉協議会職員・福祉関係者（必要に応じて）が面会し支援内容を事前に確認します。



## (4) サポートの実施



## (5) 料金の収受

利用会員は、サポート終了後に利用に係る料金をその都度、支援会員へお支払いください。



## (6) 支援活動報告書の作成・提出

支援会員は、サポート実施後に支援活動報告書に必要事項を記入し、その内容に誤りが無いことを利用会員に確認してください。

支援活動報告書は月ごとに作成し、毎月 5 日頃までに佐久市社会福祉協議会へ提出して下さい。

# 5 緊急時の対応について

## (1) 佐久市社会福祉協議会への連絡

サポート中にトラブルや事故が発生した場合は、速やかに佐久市社会福祉協議会へ連絡してください。また、その後の行動についても佐久市社会福祉協議会の指示に従ってください。救命措置が必要な場合は、119 番通報を優先し救命措置をした上で、消防・佐久市社会福祉協議会の指示に従ってください。

## (2) 緊急連絡先

佐久市社会福祉協議会 福祉課 地域福祉係 0267-67-2463  
開館時間 8：30～17：15（土・日・祭日・12月29日～1月3日を除く）

## 6 利用料金について

### サポート料金

利用日	利用時間	金額
月曜日～土曜日	午前6時～午後8時	一時間当たり800円
日曜日・祝日	午前6時～午後8時	一時間当たり900円

- ア 利用料金は支援を受ける人員一人当たりとします。
- イ 支援会員が自宅を出てからサポートを行い、支援会員が自宅に帰るまでの時間で算出とします。
- ウ サポート料金には受診料・購入した商品代など利用会員が実費負担すべき金額は含まれません。実費負担分を支援会員が用意する場合は、事前に利用会員の承諾を得るものとし、かかった費用を利用会員が支援会員に支払うものとしします。

## 7 当日サポートに関する注意事項

急用ができた時など、当日の申込みでも支援会員をお探ししますが、支援会員が見つからないなどの理由によりサポートを実施できない場合があります。

当日申込の場合は下記のとおり利用料となります。

利用日	利用時間	金額
月曜日～土曜日	午前9時～午後8時	一時間当たり1,000円
日曜日・祝日	午前9時～午後8時	一時間当たり1,100円

## 8 キャンセルについて

サポート依頼後に利用をキャンセルしたい場合は、佐久市社会福祉協議会と支援会員へ連絡をしてください。

また、下記の通り、キャンセルされる場合はキャンセル料金を支援会員へお支払いいただきます。

キャンセル時間	キャンセル料金
利用の前日午後5時まで	無料
利用の前日午後5時以降	申し込んだ時間により算出されたサポート料の50%
連絡なしのキャンセル	申し込んだ時間により算出されたサポート料全額

- ア 利用の前日が佐久市社会福祉協議会閉館日の場合は、直前の開館日を前日とみなします。
- イ キャンセル料金が発生する場合は、会員同士で収受を行ってください。またキャンセルの場合でも支援会員が活動報告書への記載をしてください。
- ウ 支援会員の都合によるキャンセルや、佐久市社会福祉協議会の判断によるサポート

中止の場合は、キャンセル料は発生しません。

## 9 研修会等の開催について

サポート実施におけるスキルアップのためのフォローアップ研修会等へ積極的に参加をお願いします。

## 10 サポートにあたってのお願い

- (1) 会員同士プライバシーを守り、サポートにおいて知り得た個人情報の取扱いについては、十分にご注意をお願いします。
- (2) 政治・宗教・営利を目的とした勧誘を行わないでください。
- (3) サポート時間を守り、支援会員及び利用会員並びに佐久市社会福祉協議会への連絡を怠らない等、サポートをスムーズに行うためにご協力をお願いします。
- (4) 会員の生命や健康を損なう危険性がある場合には、サポートを中止する場合があります。

**例：自然災害、気象や災害等に関する警報等の発令、感染症等に該当される場合等**

- (5) この活動は、地域の助けあいの活動であり、会員同士の取り決めを元に支援活動を行います。事前の打ち合わせにおいて十分に話し合い、会員同士が納得した上でご利用をお願いします。

## 11 安全にサポートするために

佐久市社会福祉協議会では、安心してサポートいただくために総合補償保険に加入しております。活動の際に事故等あった際には必ず佐久市社会福祉協議会へご連絡ください。